

地籍と境界

経済成長に伴い町面積の九割近く山林地目を持ちながら、変化に対応した山の管理も行き届かず、土地が登記されても権利が適切に保全されにくくなつた。町は平成二十年度より国県の指導を受け、現況に合つた地図及び台帳を作成する地籍調査を始めるこことなり、すでに津具地内では平成二十一年度から境界の確認作業に入つてゐる。

国界は領土を、県界、市町村界、私有地と境界は文明社会につきまとつてゐるもので、これをいかに良好に保つていくかが人間の共通する務めだと思つてゐる。利害得失を求め常に社会は動いてゐる。過去の土地の境界支配を巡つて考証してみる。

郷主の領分

戦国時代、南信州に居を構えた関氏と、下条氏は領地を巡つて常に争っていた。関氏（阿南町新野を中心とした郷主）と津具城主になつた後藤氏とは、先代基茂（開祖）以来深い関係を持つてゐた。五代目盛永（四代ともいふ）が和知野城主となつた。彼は豪勇だが、おごりがあり、老臣の諫めを聞かずに暴政を行つた。

信玄は、三河から美濃へ通じる道と拠点の確保のために、道

ため、領民の恨みをかつてゐた。天文十三年（一五四四）八月十三日の夜、下条信氏（下条村吉岡城主）は急に和知野城を襲い、盛永は一朝にして滅び下条氏の領分となつた。

天文十三年関氏滅亡後、坂部（天竜村）・新野（阿南町）以北の信州側は下条氏に属し、以南は足助の鈴木氏に属した。しかし、城主から遠方にあつた郷主たちは年貢を納めることなく、鈴木氏が敵に襲われた時に助成する程度の約定であつた。ところが、天文二十三年（一五六四）六月、晴信（武田信玄）が、下伊那郡に攻め入つてきた。下条氏も最強の武田軍と一戦も交えず、武田氏に降つた。

武田氏に従属した下条信氏は奥三河攻めを命じられた。

熊谷家伝記に、「去ル弘治二年（一五五六）辰十一月三州武節二テ當庄之大守下条伊豆守信氏足助松之城主鈴木伊賀守ト戰ヒ信氏公御勝利ニテ武節・名倉・津具迄。黒川・奥村共ニ残ラズ大谷迄信氏公之御領分ト成。」とあ

筋に当る武節城、川手城、名倉の寺脇城、津具の白鳥山城を攻略した。

先陣を勤めた信氏に、新たに武田領となつた奥三河一帯の各郷を与えた。武田氏から上意として、今後遠国なので統治は軍役につくか、郷高を半分にして貰うとか、郷毎に様々であつた

といふ。どうなつたか詳細は解らないが、津具城主についても武田氏の配下になつた。これにより下条氏の影響を受けたことは確かのようだ。その後、永録十二年（一五六八）、津具城主後藤善心は奥平氏により滅亡した。

ところが、根羽村において昭和五十年頃より地籍調査事業が始まつて、今後遠国なので統治は軍役につくか、郷高を半分にして貰うとか、郷毎に様々であつたといふ。どうなつたか詳細は解らないが、津具城主についても武田氏の配下になつた。これにより下条氏の影響を受けたことは確かのようだ。その後、永録十二年（一五六八）、津具城主後藤善心は奥平氏により滅亡した。

むら境

入会山の境を争う山論は、近世中期ごろから文書に多く残つてゐる。

津具では四ヶ村（町方・山方・南方・北方）内において、また、隣接する坂宇場村、名倉村、古戸村、根羽村と度々行われ、その状況が近世文書のなかで克明に記されている。多くの山論は奉行所の裁決まで至らず解決され、済口証文が交わされていた。

しかし、近・現代においても山の境界争いは続いている。

積年続いた根羽村との境界確定の一件について考えてみた。この領域は長野県との境であり、

面積の過不足によつては、行政上異論の生じるところであり、争いが続いていた。両村の関係者が立会しても難しく未確定で、国土地理院の図面においても、境界未定で絵図面の線引きができないまま残つてゐた。

ところが、根羽村において昭

和五十年頃より地籍調査事業が始まり確定の必要が迫つた。過去より争いの焦点となつていた丸山地内には、その度に境界の石柱が乱立していた。根羽村のゴルフ場付近から現況津具の箱渕橋まで、実に複雑な決め方であつた。どこからどこまでの見通しで、これに土地の所有権がからまり、見方によつては何へクタールも過不足ができる場所であつた。ところが、土地の所有形態が変わつたり、また、行政上の諸条件が重なり、境界踏査の環境が整つた。昭和六年四月、両村の関係者で現地踏査、同年五月境界表示の杭を打ちこなすことができた。同年七月両村議会議員、役場関係者が現地で立会、原案通り了解、境界の確定をみた。境界を決めるこの難点をみる一件であつた。

（設楽町文化財保護審議会委員 三浦 茂美）